

日本草地学会誌投稿規程
(2023年3月28日一部改正)

1. 本誌への投稿者（筆頭執筆者または連絡著者）は草地学会の正会員、特別会員に限る。しかし共同執筆者に正会員、特別会員以外の者を含むことは差しつかえない。なお、編集委員会において必要と認めたときは会員外からの寄稿を受けることがある。
2. 本誌への投稿内容は研究報文、短報、総説、実用記事、特集、文献抄録類、および資料などとする。研究報文および短報は原著論文とする。原著の定義は付記の「原著に対する解釈」による。実用記事は、生産・利用現場に有用な記事ならびに研究を効果的に進めるための実用的記事などをとりあげる。資料は、草地学に関するさまざまな情報を広く提供する観点から、会議、シンポジウムなどの記録文書をとりあげる。
3. 原稿の採否は編集委員長が決める。審査を終了した原稿については編集委員長がその細部を加除あるいは修正し、あるいは本人に修正を求めた上で採択することがある。修正を求められた著者（但し、国内会員）が、原稿を返送の日から3か月以内に再提出しない場合は、原稿を取り下げたものとして処理する。
4. 本誌に掲載された論文の著作権は著者に属し、日本草地学会はその独占使用権をもつ。
5. 原稿の長さは一編につき、刷り上がりで研究報文4頁（約11,000字）、短報2頁（約5,500字）、総説・資料6頁（約16,500字）、実用記事4頁（約11,000字）、特集30頁（約82,500字）以内とする。短報の超過頁は原則として1頁とする。ただし、編集委員長が依頼した論文・記事についてはこの限りではない。外国文献抄録は1,100字以内、国内文献抄録は400字以内とする。図、表、写真を含む場合はその分量に相当する字数を減らすこと。
6. 上記の印刷頁を越えるときはその費用を著者負担とする。図は原則として著者がトレースするものとする。著者がトレースしていない図版および編集幹事においてトレースを必要と認めた図版の場合はトレース代を全額著者負担とする。カラー印刷の場合は全額著者が負担する。
7. 原稿の英語部分（表題、Synopsis、図表）は、英語に造詣の深い第三者の校閲を受けたものとする。なお、編集委員会の判断において特に校閲が必要と認めた場合は著者に校閲を受けるよう請求することがある。校閲料は著者負担とする。
8. 論文の形式は所定の原稿作成要領を厳守し、論文中の用語は原則として草地学用語集に

準じること。

9. 掲載原稿は返却しないが、編集幹事において 1 年間保管する。写真および図版で特に返却希望のものはその旨を原稿ならびに送り状に朱書きすること。
10. 校正は原則として初校だけ著者が行う。校正中原稿の改変を行ってはならない。ただし編集委員会がやむを得ないと認めたものに限り、実費の補償を受けて許すことがある。著者校正の終わったゲラは原稿とともに速達便で早急に返送すること。
11. 別刷は 50 部は無償であるが、それ以上を希望する場合は 50 部を単位として実費を申し受けて作製する。別刷表紙は希望申し出があった場合にだけ付し、その分は著者負担とする。また、論文のpdfファイルを著者に贈呈することができる。
12. 著者負担費用は、受理後に以下の項目を事務局より請求する。ただし、特集記事および編集委員長等が依頼した論文・実用記事等については掲載料を免除する。
 - 1) 掲載料：研究報文および実用記事 1 編につき 10,000 円、短報 1 編につき 5,000 円、総説・資料 1 編につき 15,000 円
 - 2) 超過ページ：1 ページにつき 18,700 円
 - 3) 50 部を越える別刷：50 部を単位として実費
 - 4) 特殊な製版経費など：実費
13. 原稿は Word で 1 ファイルにして作成する。図表は原稿の最後のページに 1 図表 1 ページで貼り付ける。投稿論文には原稿送り状（所定のファイル）を必ず付ける。
14. 原稿は原稿送り状（所定のファイル）とともに電子メールに添付して送付する。
15. 原稿に関する通信は、論文審査編集幹事（A 編集幹事、号末の編集委員会事務局参照）へ、校正等に関する通信は、下記の学会事務局編集幹事宛とする。
〒329-2793 栃木県那須塩原市千本松 768 畜産研究部門（那須）内
草地学会事務局編集幹事（B 編集幹事）

16. 編集委員長より掲載不可通知を受けた投稿者は、通知後 2 週間以内であれば、編集委員長に対して異議申し立てを行うことができる。この場合、投稿者は、当該論文の編集担当委員および審査員からの指摘事項に対する反論を具体的に記載した「申し立て書」を編集委員長に提出する。編集委員長は、申し立て書を精査し、当該論文の編集担当委員と意見交換を行ったうえで、申し立てが妥当と判断した場合は、掲載不可通知を取り下げ、審査を再開

する。

[付記] 「原著に対する解釈」

1. 原著とは初めて公式に発表したものを意味するが、原著と認める、あるいは認めない印刷物の範囲は以下のように定める。

- (1) 原著と認めるもの：学術誌。
- (2) 原則として原著として認めるが、その種類と内容・形式によっては編集委員会での審議の上、認めない場合もあるもの：講演要旨、シンポジウム収録、大学・研究所・試験場報告、草地学会支部会報、自給飼料誌、各地域草地研究会誌、官公庁学術印刷物等。
- (3) 原則として認めないが、刊行物の種類と内容・形式によっては編集委員会での審議の上、認める場合もあるもの：年報、商業誌。
- (4) 原著と認めないもの：会議用資料

2. 講演要旨と本論文の関係：講演要旨は本論文が発表されるまでは原著であり、論文発表後はその論文が原著となる。

3. 日本草地学会支部会報、IGC プロシーディングズ、自給飼料誌、各地域草地研究会誌に登載された研究業績と同じデータを用いて作成された論文の投稿について：本投稿規程が遵守されていることを前提とし、既に記載された事項にかなりの程度新しいデータが追加されていること、記述の内容は新しいデータでなくとも方法や新しい記述が加わっておればよい。単に、英訳や和訳したのみの論文は受理しない。なお、本項に該当する論文は必ず登載された要旨あるいは論文のコピーを添付すること。

[付記] 「掲載料徴収の運用について」

1. 投稿規程第 12 項に定める掲載料の徴収について、発展途上国の会員には減免措置を講じることとする。